

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公表番号】特表2009-521190(P2009-521190A)

【公表日】平成21年5月28日(2009.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2009-021

【出願番号】特願2008-547578(P2008-547578)

【国際特許分類】

H 04 W 76/02 (2009.01)

H 04 W 84/10 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 5 8 1

H 04 Q 7/00 6 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月11日(2009.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の装置の近傍に存在する第2の装置によって提供されるサービスに前記第1の装置によってアクセスする方法であって、

前記第1の装置と、前記サービスの提供に適する前記第2の装置との間に接続を確立する前に、前記第1の装置の近傍の1つ以上の装置によって提供されるサービスを検索するために無線要求メッセージを送信し、サービスに関する情報を含む無線応答メッセージを前記第2の装置から受信し、要求されたサービスを前記第2の装置が提供するか否かを前記無線応答メッセージに基づいて決定するステップと、

前記第2の装置が前記要求されたサービスを提供する場合、前記第1の装置と前記第2の装置との間に接続を確立するステップと、を含む方法。

【請求項2】

前記無線要求メッセージの前記送信が、前記第1の装置又は前記第1の装置と通信している装置によって前記無線要求メッセージを送信するステップを含むこと、を特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記無線応答メッセージが、前記第2の装置によって提供される少なくとも1つのサービスを表す情報を含むこと、を特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項4】

更に、

前記第2の装置によって提供される少なくとも1つのサービスを表す情報を含む無線広告メッセージを、前記無線要求メッセージを送信する前に受信するステップであって、前記無線広告メッセージが前記無線応答メッセージよりも少ない情報を含んでいるもの、を含む請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記無線要求メッセージが、前記第1の装置又は前記第1の装置と通信している装置によって、802.11又は超広帯域プロトコルに従って送信されること、を特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項 6】

前記無線要求メッセージが、少なくとも 802.11 プローブメッセージの1部として送信されること、を特徴とする請求項 5 記載の方法。

【請求項 7】

更に、

前記第 2 の装置によって提供される前記要求されたサービスに関する情報を人間の認知可能媒体上で前記第 1 の装置のユーザに対して提供するステップを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

前記第 1 の装置の近傍が、前記第 1 の装置の無線範囲によって、少なくとも部分的に定義されること、を特徴とする請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

更に、

前記第 2 の装置が前記第 1 の装置の前記近傍内にあるか否かを決定するステップであって、前記第 1 の装置の前記近接が前記第 1 の装置の無線範囲によって定義される領域よりも小さい領域に限定されるものと、

前記第 2 の装置が前記第 1 の装置の前記近傍内にある場合、前記接続が確立されるものと、を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 10】

第 1 の装置と、要求されたサービスの提供に適する第 2 の装置との間に接続を確立する前に、前記第 1 の装置の近傍の 1 つ以上の装置によって提供されるサービスを検索するため無線要求メッセージを、前記第 1 の装置によって送信し、サービスに関する情報を含む無線応答メッセージを、第 2 の装置から受信し、前記要求されたサービスを前記第 2 の装置が提供するか否かを前記無線応答メッセージに基づいて決定するステップと、

前記第 2 の装置が前記要求されたサービスを提供する場合、前記第 1 の装置と前記第 2 の装置との間に接続を確立するステップと、

を含むステップを実行するための計算機実行可能命令を記憶する計算機可読記憶媒体。

【請求項 11】

前記無線要求メッセージの前記送信が、前記第 1 の装置又は前記第 1 の装置と通信している装置から前記無線要求メッセージを送信するステップを含むこと、を特徴とする請求項 10 記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項 12】

前記無線応答メッセージが、前記第 2 の装置によって提供される少なくとも 1 つのサービスを表す情報を含むこと、を特徴とする請求項 10 記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項 13】

更に、

前記第 2 の装置によって提供される少なくとも 1 つのサービスを表す情報を含む無線広告メッセージを、前記無線要求メッセージを送信する前に受信するステップであって、前記無線広告メッセージが、前記無線応答メッセージよりも詳細でない少なくとも 1 つのサービスを表す情報を含むものと、を含むステップを実行するための計算機実行可能命令を有する請求項 10 記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項 14】

前記無線要求メッセージが、前記第 1 の装置又は前記第 1 の装置と通信している装置によって、802.11 又は超広帯域プロトコルに従う無線で送信されること、を特徴とする請求項 10 記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項 15】

前記無線要求メッセージが、802.11 プローブメッセージの少なくとも一部として送信されること、を特徴とする請求項 14 記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項 16】

更に、

前記要求された前記第2の装置によって提供されるサービスに関連する情報を人間の認知可能媒体上に前記第1の装置のユーザに対して提供することを含むステップを実行するための計算機実行可能命令を記憶する請求項10記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項17】

更に、

前記第2の装置が前記第1の装置の近傍内に存在するか否かを決定するステップであって、前記第1の装置の近接が前記第1の装置の無線範囲によって定義される領域より小さい領域に限定されるものと、

前記第2の装置が前記第1の装置の近傍内に存在する場合、前記接続が確立されるものと、を含むステップを実行するための計算機実行可能命令を記憶する請求項10記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項18】

第1の装置と、サービスの提供に適する第2の装置との間に接続を確立する前に、前記第2の装置が要求されたサービスを提供するか否かを検出するための無線要求メッセージを、第1の装置から第2の装置において受信し、前記第2の装置が前記要求されたサービスを提供するか否かを決定し、前記要求されたサービスが前記第2の装置によって提供される場合、前記要求されたサービスに関する無線応答メッセージを前記第1の装置に送信するステップと、

前記第1の装置からの接続要求に応答し、前記第1の装置と前記第2の装置との間に接続を確立するステップと、

を含むステップを実行するための計算機実行可能命令を記憶する計算機可読記憶媒体。

【請求項19】

前記無線応答メッセージの前記送信が、前記第2の装置又は前記第2の装置と通信している装置によって前記無線応答メッセージを送信するステップを含むこと、を特徴とする請求項18記載の計算機可読記憶媒体。

【請求項20】

前記第1の装置からの前記無線要求メッセージの前記受信が、前記第1の装置と通信している装置から無線要求メッセージを受信するステップを含むこと、を特徴とする請求項18記載の計算機可読記憶媒体。